**ふくしま・地域産業６次化イノベーターバンク活用事業実施要綱**

**（趣旨）**

第１条　本県農林水産業が東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たすためには、新たな産業を創出する地域産業の６次化を促進し、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図る必要がある。

ふくしま・地域産業６次化戦略（平成22年3月策定）に基づき、本県地域産業の６次化を力強く推進するため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、ビジネスモデルの課題解決、販売戦略の再構築等の革新を支援する専門家を登録し、派遣を行う「ふくしま・地域産業６次化イノベーターバンク活用事業」を実施する。

**（対象）**

第２条　本事業による支援対象者は、福島県内において県産農林水産物を活用して地域産業６次化に取り組む農林漁業者等（以下「農林漁業者等」という。）とする。

**（事業の内容）**

第３条　県は、地域産業６次化に取り組む農林漁業者等が抱える課題等に対し、助言、指導を行う専門家を「ふくしま・地域産業６次化イノベーター」（以下「地域産業６次化イノベーター」という。）として、「ふくしま・地域産業６次化イノベーターバンク」に登録する。

２　県は、支援を要する農林漁業者等に対し、地域産業６次化イノベーターを派遣する。

**（事業の委託）**

第４条　県は、前条の事業内容の実施について委託することができるものとする。

**（派遣経費）**

第５条　地域産業６次化イノベーター派遣に係る経費については、別に定めるものとする。

**（その他）**

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は、平成２６年５月１５日から施行する。